様式第十四号の三中「㊞」を削る。
様式第十四号の四及び様式第十五号中「㊞」を削る。
様式第二十三号の二及び様式第二十四号中「㊞」を削る。

（事業附属寄宿舎規程の一部改正）

第二条　事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
②　法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。	②　法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなければならない。

様式第一号中「㊞」を削る。
様式第三号及び様式第四号中「㊞」を削る。

（年少者労働基準規則の一部改正）

第三条　年少者労働基準規則（昭和二十九年労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊞」を削る。
様式第三号中「㊞」を削る。
様式第四号中「㊞」を削る。

（最低賃金法施行規則の一部改正）

第四条　最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項に規定する使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書における使用者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）に記録することをもつて代えることができる。	（新設）
4　第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。	3　第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）を送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項の手続に代えることができる。